

立体写真普及ファンド リスクについての説明

「立体写真普及ファンド」（以下、「本匿名組合契約」といいます。）の取扱者である山口ソーシャルファイナンス株式会社より、本匿名組合契約のリスクについて、次のとおりご説明いたします。

1. 匿名組合契約に係るリスク

本匿名組合契約において出資金は営業者の財産となり、本匿名組合契約に基づいて匿名組合員が受領する金銭は営業者の売上金額に基づいて算出された分配金のみとなります。そのため、本匿名組合契約が終了した場合においても、当該分配金額とは別に出資金の返還を受けることはできません。

また、本匿名組合契約においては各匿名組合員の出資金の元本は保証されておらず、出資金の元本欠損が生ずる場合があります。

2. 取扱者及び営業者の業務又は財産の状況の変化によるリスク

本匿名組合契約においては、取扱者及び営業者の業務又は財産の状況の変化等を直接の原因として損失が生じる恐れがあります。

本匿名組合契約においては、取扱者及び営業者の業務又は財産の状況の変化等を直接の原因として損失が生じる恐れがあります。このリスクの中には、出資金の元本欠損のリスク、営業者の信用リスク、取扱者の信用リスク、原材料の生産及び調達リスク、生産に関するリスク、販売リスク、販売先の信用リスク、クレジットカード会社の信用リスク、経営陣の不測の事態に係るリスク、新規事業に伴うリスク並びに新商品開発及び販路の拡大に伴うリスク、資金繰りが悪化するリスク、資金調達のリスク、債務超過のリスク、事業遂行に必要なスタッフを確保出来ないリスク、匿名組合出資金の送金及び使用に関するリスク、事実の調査に関するリスク、特典の進呈を行うことのできない、又は、変更するリスク、大地震等の自然災害リスク、風評被害によるリスク、許認可等に関するリスク、本匿名組合契約未成立のリスク、訴訟等に関するリスクがあります。

3. 本匿名組合契約譲渡の制限に関するリスク

本匿名組合契約を取引する市場および匿名組合員である立場を取引する市場は現時点では存在しません。また、本匿名組合契約に基づき匿名組合員としての権利及び義務の全部又は一部を第三者へ譲渡することは制限されます。

4. 本匿名組合契約の営業者に関するリスク

本匿名組合の営業者である株式会社 YOODS は、直前期の決算書上で営業利益、経常利益を計上しておりますが、過去の繰越損失により直前決算期の貸借対照表で利益剰余金をマイナスで計上しています。ただし、同社の現在の業績及び今後の受注見込み等から、会計期間内の事業継続に支障はないものと思われれます。